〇那須烏山市境財産区特別会計設置条例

平成17年10月１日条例第164号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条の規定に基づき、市の境財産区の特別会計の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法第209条及び同法第294条の規定により、境財産区の経理の適正を図るため市に那須烏山市境財産区特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第３条　前項の規定による特別会計においては、境財産区の財産から生ずる収入、借入金、一般会計繰入金その他の収入をもってその歳入とし、管理費、一般会計繰出金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の支出金をもってその歳出とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成17年10月１日から施行する。